

# 第2次茨木市男女共同参画計画

(改訂版)

概要版



平成29年(2017年)3月



茨木市

## 第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）策定にあたって

社会情勢の変化や男女をとりまく環境の変化に対応するため、本市の男女共同参画施策を見直し、「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」を策定しました。

### この計画がめざす「男女共同参画社会」とは

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行\*等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

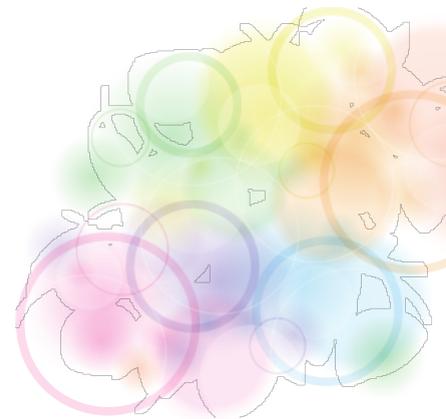
（国の「第4次男女共同参画基本計画」より）

※男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

### この計画の基本理念（「第2次計画」を受け継いでいます。）

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度または慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調



### この計画の位置づけ

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村基本計画で、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を踏まえた計画です。
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含しています。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含しています。
- ④ 第5次茨木市総合計画に基づいた分野別計画で、茨木市総合保健福祉計画、茨木市次世代育成支援行動計画等の各種計画との整合性を図り策定するものです。
- ⑤ 市民や市内の事業者、教育機関、地域団体、市民活動団体等の多様な主体と力を合わせて取組を進めます。

### 改訂版の主な見直しのポイント

- ① 第2次計画の8つの基本目標を国・大阪府の計画に沿って「3つの基本方向」に改編しました。
- ② 「3つの基本方向」の1つに、国の「女性の力は我が国最大の潜在力」という考え方を踏まえ、「女性の活躍」を明確に位置づけました。
- ③ 「具体的施策」は、これまでの具体的施策を統合・精査し、具体的な施策内容の記述はだれにでもわかりやすい表現にするとともに、新たな施策を追加しました。
- ④ 市民意識調査結果や小学生・中学生対象のアンケート調査結果、取組の進行状況等をもとに、「計画推進の指標」を見直しました。

### この計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）の5か年とします。

## 第2次計画（改訂版）の主な見直しの背景

人口減少、少子高齢化が進む今後、性別にかかわらず、職場でも地域でもみんなで協力していくことが求められています。

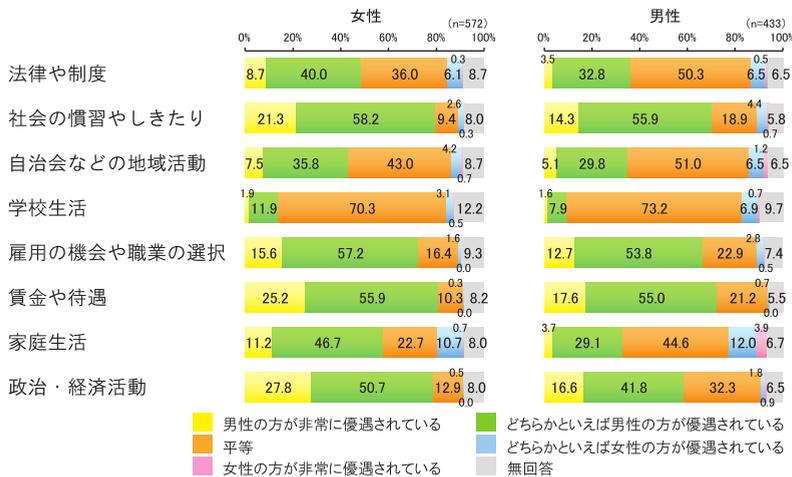
- 注1) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。  
 2) 高齢化率・少子化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料：総務省「国勢調査」（1990年～2010年）  
 国立社会保障・人口問題研究所（2013年3月推計）（2015年～2040年）

図表1 年齢3区分別人口の推移（推計含む）（茨木市）



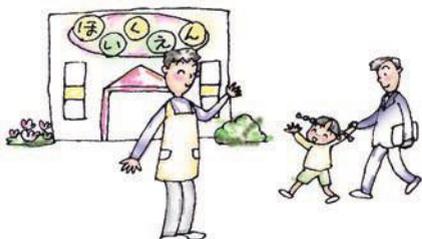
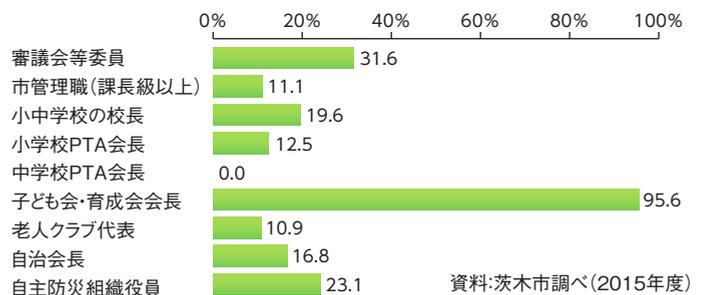
図表2 男女の地位の平等感（市民意識調査）



市民意識調査で、社会の各分野で男女は平等になっているかをたずねたところ、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が高くなっています。特に、社会の慣習やしきたり、職場環境、政治・経済活動等での男女平等・男女共同参画が進むよう、様々な取組を積極的に進めていく必要があります。

市政や教育、地域活動では、様々な立場の人が多様な意見を出し合い、だれにとっても暮らしやすい社会をつくるのが大切です。しかし、現在、様々な意思決定の場に女性が参画している割合は低くなっています。「物事を決めるのは男の役割」といった思い込みを解消し、女性が参画しやすい仕組みづくりや女性のエンパワーメントが求められています。

図表3 意思決定の場への女性の参画割合（茨木市）

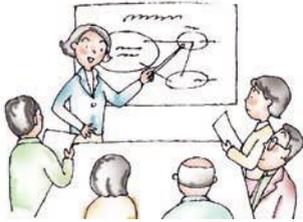


市民意識調査で、「男性が家事、子育てに積極的に参加していくために必要なこと」をたずねたところ、男女ともに「事業主や企業に対して、労働時間の短縮など、仕事と生活の両立の重要性について啓発を行う」「社会の中で、男性が家事などに参加することに対する評価を高める」の割合が高くなっており、事業所への働きかけや市民への意識啓発が求められています。

## 基本方向Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

### (1) 社会における意思決定への女性の参画拡大

働く場、地域活動等の意思決定の場に女性が参画できるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を念頭においた取組等を進め、男女が共に暮らしやすい社会の実現を図ります。また、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取組む事業所を認定し、女性の活躍推進を図ります。



### (2) 働く場における男女平等

男女が共に能力を発揮し活躍できるよう、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのない、男女が共に働き続けやすい職場づくりの意義について、事業所に働きかけます。また、広報啓発活動や研修等を通して、どのような働き方を選んでも適正な雇用条件が確保されるよう支援をします。



### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働きたい女性が、仕事と子育て等の両立ができる、あるいは、出産しても働き続けられるよう、そして、男性が家事や育児、趣味、地域活動に参画できるよう、多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを進めます。そのために、市内事業所や市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義や働き方の見直しについて働きかけると同時に、子育てや介護などの支援を推進します。

改訂の  
ここが  
ポイント!!

「女性の活躍推進」に関する認定制度を創設し、女性の活躍推進を図ります。社会で活躍したい女性や、もっと家庭や地域活動、趣味の時間も大切にしたい男性が、それぞれの願う生活が営め、様々な場で活躍できるよう、市内事業所等への働きかけを強化します。

## 基本方向Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

### (7) 男女共同参画についての理解の促進

「女性だから、男性だから」と性別で役割を固定するのではなく、あらゆる人々が自分らしい生き方を選択できるよう、男女平等や男女共同参画の重要性について理解を深めるための施策を進めます。



### (8) 男女共同参画を進める教育と学習の推進

子どもたちが、性別に基づく役割を固定した考え方にしぼられることのないよう、学校や地域、家庭において男女平等について学べる機会を提供します。また、働くことの意義と重要性を理解し、子ども一人ひとりの個性や能力が活かせる将来の人生設計が描けるようなキャリア教育を進めます。また、「男らしさ」を背景とした男性ゆえの生きづらさを解消し、自分らしい生き方が選択できるよう、啓発活動や学習機会の提供等を行います。

改訂の  
ここが  
ポイント!!

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方は、女性の活躍を阻害している要因であるばかりでなく、男性にとっても家庭生活や地域活動で視野を広げたり、自己啓発を行う余裕を奪っています。男性が、仕事以外の生活に参加・参画できるよう、意識啓発や学習機会の提供等を行います。

## 基本方向Ⅱ 健やかに安心して暮らせる社会の実現



### (4) 生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえ、男女が互いの身体的性差を十分理解し合い、相手に対する思いやりを持てるよう情報提供や学習機会の充実を図ります。また、性的マイノリティ、性の多様性についての理解を深める取組を推進します。

### (5) 女性に対する暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。人権意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会をつくるため、広報啓発活動や相談体制等の充実を図ります。茨木市配偶者暴力相談支援センターを中心に、相談、安全の確保、自立支援と切れ目のない支援を充実します。また、若年層に向けて、デートDVの予防教育、相談を充実します。



### (6) だれもが安心して暮らせる社会づくり

人口の減少、少子高齢化、経済状況の悪化により、高齢者や障害者、ひとり親家庭、在住外国人女性等の中に、様々な困難を抱える人が増えています。子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる地域社会を築くため、男女共同参画の視点を踏まえた子育てや介護の取組を進めます。また、防災・復興等の地域の課題は、男女が協力して、主体的に解決していけるよう、地域力を高めていきます。

改訂の  
ここが  
ポイント!!

自分のからだや健康に関する意識を高めることは、望まない妊娠やDV、デートDV等の被害に遭わないための力にもなります。自分を大切に、自分らしい人生を自分で決める力を養うための取組を充実します。また、これまで「女性」「男性」と性別は2つとされてきましたが、性は「からだの性」「こころの性」「表現する性」「恋愛対象の性」等、多様です。こうした性の多様性についての理解を深める取組を充実します。

## 基本方向

## 基本目標

## 施策の基本的方向

★:重点施策

### I 女性の活躍 あらゆる分野における

(1)  
社会における意思決定への  
女性の参画拡大

★ 1 女性の参画拡大のための環境整備

2 女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実

(2)  
働く場における男女平等

3 雇用の分野における男女の均等な機会と  
待遇の確保対策の推進

4 多様な働き方の普及・促進

(3)  
仕事と生活の調和(ワーク・  
ライフ・バランス)の推進

★ 5 M字カーブ問題の解消等に向けた仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)の実現支援

6 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

### II 健やかに安心して暮らせる社会の実現

(4)  
生涯を通じた男女の  
こころとからだの健康支援

7 生涯を通じた男女の健康の保持・増進のための支援

★ 8 こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供

(5)  
女性に対する暴力の根絶

9 女性に対する暴力を許さない社会づくり

10 女性に対する暴力への対策の推進

★ 11 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(6)  
だれもが安心して暮らせる  
社会づくり

12 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

13 男女平等の視点に立った子ども・子育て支援

14 地域の活動における男女共同参画の促進

15 防災・復興における男女共同参画の推進

### III 男女共同参画意識の浸透 すべての世代への

(7)  
男女共同参画についての  
理解の促進

16 固定的な性別役割分担意識の解消

17 メディアを活用した男女共同参画の推進

18 男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供

(8)  
男女共同参画を進める  
教育と学習の推進

19 子どもの頃からの男女平等への理解の促進と  
将来を見通した自己形成支援

★ 20 男性にとっての男女共同参画の推進

21 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

# の体系

## 具体的施策

- 1 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進
- 2 審議会等への女性の参画拡大のための環境整備
- 3 市内事業所等における女性の活躍推進のための支援
- 4 市職員・教職員における女性の管理職への積極的登用の推進
- 5 市職員・教職員における女性の能力向上機会の充実
- 6 労働に関する法律・制度の周知徹底
- 7 男女平等な職場環境整備の支援
- 8 多様な就業意向に応じた支援の充実
- 9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための広報・啓発の推進
- 10 仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知
- 11 男女共同参画に基づく仕事と育児・介護の両立
- 12 家庭生活や地域活動への男性の参画の促進
- 13 女性の健康保持のための事業の充実
- 14 性差に応じた健康支援の推進
- 15 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 16 食育の推進
- 17 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)という考え方の浸透
- 18 健康保持のための健康教育、健康相談等の推進
- 19 思春期におけるこころとからだの健康づくり
- 20 性的マイノリティの理解推進と支援
- 21 女性に対する暴力を許さない社会風土の醸成
- 22 女性に対する暴力を防ぐ環境整備
- 23 性犯罪等への対策の推進
- 24 相談しやすい体制等の整備
- 25 DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり
- 26 相談・連携体制の充実・強化
- 27 被害者の安全確保の徹底
- 28 生活基盤を整えるための支援
- 29 子どもへの支援
- 30 高齢者・障害者・在住外国人女性への支援
- 31 高齢者や障害者等への支援の充実
- 32 高齢者の力の活用支援
- 33 在住外国人女性等への支援
- 34 子育て支援の充実
- 35 中・高校生世代への進路選択支援事業の推進
- 36 ひとり親家庭等に対する支援
- 37 男女共同参画の視点に立って地域団体を運営するための支援
- 38 まちづくり、観光に関する情報収集と情報提供
- 39 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立
- 40 防災分野における女性の参画の拡大
- 41 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
- 42 市職員・教職員に対する研修の充実
- 43 多様な媒体による広報や啓発の充実
- 44 情報教育の推進
- 45 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集の充実
- 46 男女共同参画に関する情報提供機会の充実
- 47 男女平等を推進する保育・教育の充実
- 48 性別にとらわれないキャリア教育の推進
- 49 様々な人との共生への取組の推進
- 50 男性にとっての男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供
- 51 男性のネットワーク支援
- 52 男性の男女共同参画に関する情報収集と発信
- 53 生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供
- 54 女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催
- 55 子どもや若者のための学習や体験活動の推進
- 56 生きる力を育む家庭での男女共同参画の推進

## 第2次計画（改訂版）の推進

- 事業所や教育機関、地域の活動団体などと連携し、男女共同参画施策の総合的、効果的な推進を図ります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設であるローズWAMの利用拡大と事業の充実を図ります。
- 基本目標ごとに指標を設定して数値目標を掲げ、計画の進行状況を検証します。

## 主な計画推進の指標

指 標 名	現状値 (2015年度)	目標値 (2021年度)
市の審議会等における女性委員の割合	32.3% (2016年4月1日)	40%
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉 「よく知っている・聞いたことがある人」の割合	女性 38.8% 男性 46.4% (市民意識調査)	50%以上
「仕事」「家庭や地域活動」「個人の生活」など、 現実と希望が一致した暮らし方をしている人の割合	女性 38.5% 男性 37.2% (市民意識調査)	女性 70% 男性 70%
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 23.3% 子宮がん 30.7%	乳がん 40% 子宮がん 35%
子ども・若者へのデートDV防止啓発や 講座の実施回数と参加人数	18回/年 3,956人	27回/年 6,000人
自主防災組織の方針決定過程への女性の参画率	23.1%	35%
社会の慣習やしきたりで「男女が平等」と 感じている人の割合	女性 9.4% 男性 18.9% (市民意識調査)	女性 40% 男性 50%
再就職セミナーや女性のための スキルアップ講座の実施回数	23回/年	25回/年
男性の生活能力向上のための講座や 事業の実施回数と参加人数	351回/年 2,561人	390回/年 2,800人

## 第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）

### 概要版

平成 29 年（2017 年）3 月

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課  
〒 567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号  
TEL 072-620-1640（直通）  
FAX 072-620-1725  
E メール jinken@city.ibaraki.lg.jp



この冊子は、再生紙に  
植物油インキで印刷しています。

